

水道維持管理委託契約書

阿智村園原簡易水道施設の維持管理に関し委託者阿智村長 岡庭一雄 を甲とし、受託者阿智村智里 園原簡易水道組合 代表 熊谷 操 を乙として、次のとおり委託契約を締結する。

1、委託業務の内容

阿智村簡易水道維持管理マニュアルに基づく管理。

- 1) 管理者は、常時安全でかつ清浄な水を必要に応じて供給するため毎日施設を巡回し、水質、水量、配水、給水、消毒(残留塩素)等の状況を最善な状態に管理する。
- 2) 水源・配水池・減圧槽・管理道路等の草刈や清掃等を実施し、施設環境の衛生保全に努める。
- 3) 水道管路は、漏水等に注意し発見したときは水道係へ連絡をする。
- 4) この外、緊急な作業のある時は甲の要請により出役する。

2、委託業務の期間

- 1) 委託業務の期間は、平成23年4月1日より平成28年3月31日までとする。
- 2) 但し、期間終了一月前までに甲乙何れかが契約更改の申し出がない場合は、同一条件にて契約を更新したものとみなす。

3、委託業務の金額

- 1) 委託業務の金額は、年額525千円(施設管理費360千円+管理補償費165千円)とする。
- 2) 支払方法については甲乙協議のうえ決定する。

4、委託業務に必要な物品

- 1) 委託業務に必要な道具(スコップ、ジョレン、カマ)等については甲が貸与する。
- 2) 作業現場への燃料代及び通勤具は乙の負担とする。

5、業務報告

- 1) 乙は、維持管理記録に記載し、甲の求めにより提出する。

6、協議

- 1) 此の契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議してこれを定める。

上記の証として本書2通を作成し各自1通を保有するものとする。

平成23年4月1日

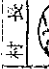




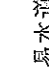
甲 阿智村長 岡庭一



乙 阿智村智里 3520番地1

園原簡易水道組合
代表 熊谷



村長	副村長	課長	係長	係長	外
					

水道維持管理委託契約書

阿智村園筒易水道施設の維持管理に關し委託者阿智村長 熊谷 秀樹 を
甲とし、受託者阿智村智里3520番地1 熊谷 孝志 を乙として、次のとお
り委託契約を締結する。

1、委託業務の内容

阿智村簡易水道維持管理マニュアルに基づく管理。

- 1) 管理者は、常時安全でかつ潔浄な水を必要なだけ供給するため毎日施
設を巡回し、水質、水質、水質、給水、配水、水質、消毒(残留塩素)等の状況を最
善な状態に管理する。
- 2) 水源・配水池・減圧槽・管理道路等の草刈や清掃等を実施し、施設環境
の衛生安全に努める。
- 3) 水道管路は、漏水等に注意し発見したときは上下水道係へ連絡をする。
- 4) この外、緊急な作業のある時は甲の要請により出役する。

2、委託業務の期間

- 1) 委託業務の期間は、平成28年4月1日より平成33年3月31日までとする。

3、委託業務の金額

- 1) 委託業務の金額は、年額360千円とする。
- 2) 支払方法については甲乙協議のうえ決定する。

4、委託業務に必要な物品

- 1) 委託業務に必要な道具(スコップ、ジョレン、カマ)等については甲が貸
与する。
- 2) 作業現場への燃料代及び通動具は乙の負担とする。

5、業務報告

- 1) 乙は、維持管理記録に記載し、甲の求めにより提出する。

乙第4号証

6、協議

- 1) 此の契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議してこれ
を定める。

上記の証として本書2通を作成し各自1通を保有するものとする。

平成28年4月1日

長野県下伊那郡阿智村阿智488番地

阿智村長

熊谷 秀樹



甲

阿智村智里3520番地1

乙



村長	副村長	農長	農長	農長	農長	農長
熊谷孝志	熊谷孝志	熊谷孝志	熊谷孝志	熊谷孝志	熊谷孝志	熊谷孝志
熊谷孝志	熊谷孝志	熊谷孝志	熊谷孝志	熊谷孝志	熊谷孝志	熊谷孝志

阿智村園原浄水場の施設管理に関し委託者 阿智村水道事業管理者 阿智村長 熊谷孝志を
甲とし、受託者阿智村智里3520番地1 熊谷孝志 を乙として、次のとおり委託契約を締結する。

1、委託業務の内容

阿智村園原浄水場の維持管理

- 1) 管理者は、常時安全でかつ清浄な水を必要に応じて供給する為、施設を巡回し、水質水量、配水、給水、消毒(残留塩素)等の状況を最善な状態に管理する。
- 2) 水源・浄水場・配水池・管理道路等の草刈や清掃等を実施し、施設環境の衛生保全に努める。
- 3) 水道管路は、漏水等に注意し発見したときは役場水道係へ連絡をする。
- 4) この外、緊急な作業のある時は甲の要請により出役する。

2、受託業務の期間

- 1) 受託業務の期間は、令和3年4月1日より令和4年3月31日までとする。
- 2) 甲ならびに乙は、前項の期間満了1ヶ月前までに契約の更新をしない旨の申し出、ならびに契約事項の変更を求め申し出を行わない場合においては、本契約と同一条件で当該期間満了の翌日からさらに一年間契約の更新をしたものとみなす。以後においても同様とする。

3、委託業務の金額

- 1) 委託業務の金額は、1時間926円とする。
- 2) 支払方法については甲乙協議のうえ決定する。

4、委託業務に必要な物品

- 1) 管理業務に必要な道具については甲が貸与する。
- 2) 管理業務の車及び燃料代は乙の負担とする。

5、業務報告

- 1) 乙は、維持管理記録に記載し、甲の求めにより提出する。

6、秘密保持

- 1) 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

7、協議

- 1) 此の契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議してこれを定める。

上記の証として本書2通を作成し各自1通を保有するものとする。

令和3年4月1日

長野県下伊那郡阿智村駒場48番地
阿智村水道事業管理者 阿智村長 熊谷孝志
阿智村長 熊谷孝志
長野県下伊那郡阿智村

阿智村 智里3520番地
熊谷孝志

乙

甲